

商業活性化

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業等支援事業

●目的

商圏人口の減少、郊外型大型店舗等への顧客の流出が進む中、新規出店に意欲的な事業者への開業前後におけるサポートを強化することにより、新たな開業の促進と経営安定化を支援し、もって地域商業機能の維持及び地域商業等の振興を図る。



●事業内容

事業区分	補助内容	県補助率	県補助限度額
小売店等開業支援事業	<b>■補助対象者</b> 開店計画を有し、①又は②の区域において、次の業種にかかる事業を実施する者 ①中心市街地の活性化に関する法律における認定基本計画に位置づけられた区域 ②市町村が重点的に商業を振興する区域 <b>【業種】</b> 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業のうち自動車整備業 <b>◆補助対象経費</b> 開店に係る初期投資費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	ソフト 1/4 ハード 1/4	1,000千円 (市町村負担額を上限)
	<b>■補助対象者</b> 以下の条件を満たす者(業種は一般枠と同じ) ①開店計画を持つ者で、産業競争力強化法における特定創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者又は既に受講した者 ②既に店舗を経営している者で、産業競争力強化法における特定創業支援等事業のスクール等を受講する予定の者 <b>◆補助対象経費</b> 開店に係る初期投資費用及びスクール等の受講に係る費用 (改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、旅費、受講料)	ソフト 1/4 ハード 1/4	1,200千円 (市町村負担額を上限)
買い物不便対策事業	<b>■補助対象者</b> 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者(事業承継を含む) B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者 <b>◆補助対象経費</b> 対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者B 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者C 改修費、備品購入費、備品リース料	ソフト 1/4 ハード 1/4  中山間地域 ソフト 1/3 ハード 1/3	5,000千円 (市町村負担額を上限)

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

[商工関係補助金等]

移動販売・宅配支援事業	<p>■補助対象者          飲食物品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、組合等</p> <p>◆補助対象経費</p> <p>①移動販売又は宅配事業に必要な車両及び設備の取得費（200千円以上のものに限る）、広告宣伝費</p> <p>②移動販売又は宅配事業の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費          ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。</p> <p>③軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器（パソコン・タブレット等）の購入またはリースにかかる経費</p>	<p>【対象経費①】          補助率：1/4          （中山間地域1/3）          補助限度額：1,000千円          （市町村負担額を上限）</p> <p>【対象経費②】          定額1年目50千円          2年目40千円          3年目30千円          （市町村負担額を上限）</p> <p>【対象経費③】          補助率：1/4          （中山間地域1/3）          補助限度額：100千円          （市町村負担額を上限）</p>	
整備事業 商業環境	<p>■補助対象者          商業環境の改善に資する施設整備計画を持つ組合、商工団体等</p> <p>◆補助対象経費          施設設備の設置・取得・整備に要する経費</p>	ハード 1/4	5,000千円 （市町村負担額を上限）
拠点整備事業 地域流通	<p>■補助対象者          飲食物品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する者（卸売業者、小売業者、運輸業者、組合、商工団体、規約を有する任意組織等）</p> <p>◆補助対象経費          地域流通拠点の整備に要する経費</p>	ハード 1/4	1,500千円 （市町村負担額を上限）

●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談ください。

お問い合わせ

各市町村商業担当部局

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援係

TEL 0852-22-6055 FAX 0852-22-5781

E-mail shosa@pref.shimane.lg.jp

島根県西部県民センター 商工観光部 商工振興課

TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306

E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp